

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	36 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から 58 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 10 月から 58 年 6 月まで  
③ 平成元年 1 月から 2 年 12 月まで

私は、国民年金制度が発足した当時、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、申立期間①については、自宅に来た集金人に毎月 100 円を納付していた。申立期間②については、社会保険事務所（当時）でさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶がある。申立期間③については、60 歳を過ぎているが、国民年金の任意加入手続をして保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金制度が発足した当時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金に加入した当初から保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間①の国民年金保険料について、申立人が納付したと主張している保険料額は、申立期間①当時の保険料額と一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間①当時、申立人が居住していた市では、厚生省（当時）の通達に基づき、集金人が過年度保険料を収納していた実例が見受けられた時期であることから、申立期間①の保険料を集金人に過

年度納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間①後約 16 年間にわたり国民年金保険料をすべて納付済みであることから、申立期間①当時の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間①については 12 か月と短期間である。

- 2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所へ行き、過年度分の国民年金保険料をまとめて納付したことが複数回あると主張しているところ、申立期間②の直後についても過年度納付を行っていることが確認できる上、口頭意見陳述において、申立人は、保険料納付の場所、方法及び金額について具体的かつ鮮明に記憶していることが判明し、陳述の内容に特段不合理な点は認められないことから、申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高いものと認められる。

また、昭和 53 年度の一部の国民年金保険料が未納とされているため、本来、特殊台帳が保管されるはずであるが、保管されていないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②前後の国民年金保険料は合わせて 22 年間にわたり納付済みであることから、申立期間②当時の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立人は、申立期間②当時、不動産の賃料収入があったことから、まとめて保険料を納付するだけの資力があったものと考えられる。

- 3 一方、申立人は、申立期間③について、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、具体的な納付期間及び納付金額についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が保険料を納付したとする期間の特定が困難である。

また、申立人は、申立期間③について継続して国民年金に任意加入していたと主張しているが、納付記録によると、昭和 64 年 1 月に資格喪失していることが確認でき、申立期間③については未加入期間であることから、納付書が発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から 58 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年当時は学生であったが、父親が市役所で私の国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、私が就職するまでは父親が毎月 100 円を市役所で未納がないように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に、その父親が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの間に払い出されており、任意加入をした上で申立期間直前の同年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付していることが確認できることから、国民年金発足当初から任意加入したにもかかわらず、3 か月のみ保険料を納付し、それ以降の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の父親が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の金額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間は 1 回、かつ 21 か月と比較的短期間である。

さらに、申立人の妹は、「父親は几帳面な性格であり、兄（申立人）の国民年金保険料は未納がないように納付していたはずである。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 12 月ごろ、父に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

私は、昭和 50 年 12 月に未納分の国民年金保険料を納付できると知り、夫の分と合わせて未納分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、特例納付保険料として、第 2 回特例納付の実施時期に昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月までの合計 48 か月分の国民年金保険料を納付した記録となっているが、当該期間のうち、41 年 9 月から 42 年 10 月までの計 14 か月分は、申立人は厚生年金加入期間であることを踏まえると、特例納付した保険料 48 か月分のうち、14 か月分の保険料は申立期間の保険料として納付したと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3940

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月及び48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月及び48年1月

私は、時期はよく憶<sup>おぼ</sup>えていないが、夫が会社を退職した際に、国民年金に加入し、滞りなく国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時の国民年金保険料は、私が、2か月ごとに自宅に来た集金人に納付し、その際に領収書を受け取った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を2か月ごとに集金人に納付し、その際に領収書を受け取ったと主張しているところ、申立期間当時申立人が居住していた市では、集金人による2か月ごとの領収書方式の保険料の収納が行われていたことが確認できる。

また、申立期間を含む昭和47年10月から48年9月までの期間は任意加入期間であり、当該12か月のうち申立期間を除く期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、途中の2か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間直前の昭和47年10月及び同年11月、申立期間直後の48年2月及び同年3月の国民年金保険料の納付記録が、平成21年8月の時点で追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の妻は、昭和 49 年 8 月ごろに区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が自宅に送付されてきた納付書により、夫婦二人分を一緒に金融機関で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分を一緒に自宅に送付されてきた納付書により、金融機関で納付したと主張しているところ、当時、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、存在していることが確認できる上、納付書により同金融機関で保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に特段変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻は、申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私の母親は、私が大学生の時に市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。私が就職するまでの期間の国民年金保険料については、母親が、納付書により同支所か金融機関で納付していた。私の母親は、私と同様に私の妹の国民年金の加入手続も行い、就職するまでの期間について、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月17日に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、加入直後に保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の保険料を納付書により市役所の支所又は金融機関で納付したと主張しているところ、当時、納付書により同支所又は金融機関で保険料を納付することは可能であったことが確認できる上、その母親が納付したとする保険料額は、申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）は当時大学生でしたが、国民年金に任意加入した後、まとめて納付書が送られてきたので、毎月保険料を払ったことを憶えています。」と証言している。

加えて、申立人と同様に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の妹は、20歳到達時から就職するまでの

期間の国民年金保険料はすべて納付済みである。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和 46 年 1 月から国民年金に任意加入している上、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月  
② 昭和59年10月から60年4月まで

私は、会社を退職した後、昭和59年10月に結婚した。そのころ同居していた義父が、「会社を退職したから国民年金に加入しなければ将来困る。」、「国民年金の保険料はずいぶん高い。」と言っているのを聞いたことがあるので、義父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時同居していた義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金の任意加入資格取得日から昭和60年5月ごろであると推認でき、その時点では、申立期間①は保険料をさかのぼって納付することが可能な期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①の国民年金保険料額は、納付済みとされている申立期間①直後の昭和60年5月以降の保険料額よりも安価であることから、その時点において納付することは可能であり、かつ1か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関

与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその義父は既に他界していることから、申立期間②の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、上述のとおり、昭和 60 年 5 月ごろであると推認でき、申立人の所持している年金手帳でも、申立期間②は未加入期間であることが確認できることから、当該期間は国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私は、昭和46年10月ごろ別の区へ転居した。その後すぐに、転居した先の住所地の区の出張所で、国民年金保険料を未納がないように、すべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったと認められる。

また、国民年金保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、3か月と短期間である申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとするのは、不自然である。

さらに、申立人は、転居した先の住所地の区役所の出張所で国民年金保険料を納付したと述べているが、同出張所は、申立期間当時存在しており、保険料の収納業務を行っていたことから、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年6月までの期間、47年12月から48年3月までの期間、同年6月及び51年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から45年6月まで  
② 昭和47年12月から48年3月まで  
③ 昭和48年6月  
④ 昭和51年9月

私が20歳になったところに、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。加入手続き後の国民年金保険料については、母親から未納がないように納付していたと聞いていた。その後、昭和48年2月に結婚してからは、未納がないように私が集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になったところに、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、未納がないように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和45年9月ごろと推認でき、その時点では申立期間①の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、申立期間①直後の納付済みとされている同年7月以降の保険料額よりも安価であることから、その母親が申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間①当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足当初から保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間①は14か月と比較的短期間である。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認でき、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間②、③及び④は、それぞれ4か月、1か月及び1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

3 申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳では、申立人の氏名が誤って記載されている上、申立人の所持する国民年金手帳では、結婚した昭和48年2月に国民年金被保険者種別を強制加入から任意加入に変更していることが確認できるが、オンライン記録では、種別変更されずに強制加入者のままとなっていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3946

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から同年 11 月まで

私は、家業を手伝うため、昭和 52 年 7 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の両親及び弟の分と一緒に自宅に来た集金人に納付した。申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在し、保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 52 年 7 月ごろであることが推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することは可能である上、加入手続を行いながら、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は 5 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 神奈川県国民年金 事案 3947

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで

私の国民年金については、私の両親が市役所で加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が結婚するまでは、私の母親が納付し、結婚後については、私の夫が転勤するたびに、私が国民年金の住所変更手続を行い、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、当時、同金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、その夫の転勤の都度、国民年金の住所変更手続を行い、自宅に送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳では、申立期間の前後を通じて当該手続が適切に行われていることが確認できることから、申立人の主張は信憑性がある。

さらに、オンライン記録では、申立期間に近接する昭和49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、当初、未納とされていたが、申立人が保管していた領収証書によって、平成21年1月に納付済みに訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった

可能性がある。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

昭和50年ごろ、私と元夫あてに、市役所の出張所から、納付していなかった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するように通知が届いたため、私が、市役所の出張所へ行き、私が4、5年分ぐらい、元夫が10数年分ぐらいの保険料と一緒にさかのぼって納付した。申立期間について、一緒に納付した元夫は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、申立人及びその元夫の納付していなかった期間の国民年金保険料と一緒にさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、同年10月に連番で払い出されており、この時期は、第2回特例納付が実施されていた時期である上、申立人の元夫の特殊台帳から、その元夫の39年4月から48年3月までの保険料は、第2回特例納付により納付され、同年4月から50年3月までの保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、申立人が、その元夫の保険料のみを納付し、自分の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間は、強制加入期間であり、申立人が納付したとする金額も申立期間及びその元夫の昭和39年4月から50年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年10月の

時点において、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人の元夫及び申立人と同時期に国民年金の加入手続を行い第2回特例納付により保険料を納付している複数の被保険者の当該期間の保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料も過年度納付されたものと考えても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3949

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私達夫婦は、昭和 46 年ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を居住地の市役所又は支所で納付していた。ほかの期間の保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入手続以後の国民年金保険料をすべて納付しており、60 歳到達以降も、国民年金に任意加入し、保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、収入は安定し、生活状況に変化は見られないことから、12 か月と短期間である途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年8月1日から24年1月1日までの期間について、事業主は、申立人が21年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年8月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは1,800円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から24年1月1日まで

私は、昭和21年3月1日から23年12月末まで、A社B工場にC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社から発行された在籍証明書を所持しているため、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所有しているA社発行の在籍証明書には、申立人の在籍期間として昭和21年3月1日から23年12月までと記載されている。

また、厚生年金手帳記号番号払出簿には、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年8月1日と記録されており、同日に申立人のほか、6名も被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和21年5月から22年6月までの期間に係るページが消失しており、申立人を含めた上記の7名は当該被保険者名簿にはその氏名が確認できない。

しかしながら、上記の7名のうち申立人を除く5名については、オンラ

イン記録においてA社B工場に係る被保険者記録が確認でき、そのうちの1名については、上記被保険者名簿の先頭ページに、次の事業所で昭和21年9月1日に被保険者資格を取得していることから、A社B工場における資格取得日を同年8月1日に資格喪失日を同年9月1日に認定する旨の記載がされたメモが添付されている。

このことについて、当該事業所の所轄の年金事務所に確認したところ、「A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の先頭ページに当該払出簿の掲載が有ることから、先に被保険者記録を認定された申立人の同僚と同様の取扱いを行うことが望ましい。」と述べている。

なお、申立人のA社B工場における退職日については、上記の在籍証明書には、年月のみであり、日が記載されていないが、申立人は、昭和23年12月の仕事納めまで勤務したと述べており、事業主も在籍証明書の退職日が空白となっていることは月末の可能性もあるとしていることから、同年12月31日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和21年8月1日から24年1月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を21年8月1日に、喪失日に係る記録を24年1月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記のA社B工場において申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚の当該期間における社会保険事務所の記録から、昭和21年8月から22年5月までは180円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは1,800円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和21年3月1日から同年8月1日までの期間について、上記の申立人と同日に被保険者資格を取得している6名の同僚について申立人は、「4名については記憶している。私より年長であり、私の入社以前からC職として勤務していた。」と述べていることから、A社B工場ではC職をしていた者については、一定期間に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

また、A社は、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 3464

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月10日から35年4月1日まで

私は、昭和34年3月27日にA社に入社し、37年5月末まで勤務していた。34年8月10日にB部へ異動した際の申立期間が被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和35年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びC社は既に解散している上、事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和43年8月1日に、資格喪失日に係る記録を46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、43年8月及び同年9月は3万9,000円、同年10月から44年9月までは4万8,000円、同年10月は6万円、同年11月から45年9月までは6万4,000円、同年10月から46年1月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から46年2月1日まで

私は、B社を辞めた直後の昭和43年8月ごろから46年1月ごろまで、C区にあったA社にD職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和45年10月23日付けの社員旅行で撮影されたと認められる写真、A社の従業員及び事業主の妻の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚からの証言から、申立人と同じ業務に従事していたとして氏名の挙がったほぼすべての同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、事業主の妻は、「社員旅行には全員参加した。」と述べているところ、社員旅行の写真に写っているA社の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立人と同じ業務に従事していた同僚は、申立期間当時について、試用期間は無かった旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同一の業務に従事し、生年月日が近い同僚の申立期間に係る記録から、昭和 43 年 8 月及び同年 9 月は 3 万 9,000 円、同年 10 月から 44 年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月は 6 万円、同年 11 月から 45 年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 46 年 1 月までは 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 8 月から 46 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和59年10月1日から60年6月30日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、59年10月及び同年11月は18万円、同年12月から60年5月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和60年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から60年6月30日まで  
② 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。ねんきん特別便が送付されてきたことから、給与明細書と突き合わせを行った結果、申立期間①については、給与明細書で控除されている厚生年金保険料と異なる標準報酬月額の記録となっているので訂正してほしい。また、申立期間②については、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に相違があり、昭和60年6月分の給与明細書において、同年6月の厚生年金保険料を控除されているので、適正な資格喪失日に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、昭和59年10月及び同年11月は18万円とし、同年12月から60年5月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該期間において、A社の社会保険事務を担当していたとする者及び同事業所の業務を承継しているB社は、「A社の社会保険料は、当月控除方式であった。」と回答しているところ、申立人の所持する昭和60年6月分の給与明細書には厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の同僚の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年10月3日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和28年12月20日から29年3月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年12月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年10月3日から同年11月1日まで  
② 昭和28年12月20日から29年3月20日まで  
③ 昭和29年9月4日から32年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無いことが判明した。私は、父が経営していたA社及び関連会社であるB社に昭和24年8月1日から32年6月1日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和28年11月1日付けでA社からB社に、同年12月20日付けでB社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とし、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の同社における29年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③について、申立人は、A社の社員として数社に派遣され、派遣先で下請作業をしたと主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚の一人及び申立人の供述から、申立人が当該期間において同社の派遣先で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間のほとんどの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料を所持しておらず、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

さらに、当時の事業主も既に死亡しており、当時の状況は確認できず、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、昭和44年10月27日から45年4月17日までの期間について、A社の事業主は、申立人が44年10月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年4月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和45年5月15日から同年6月11日までの期間について、B社の事業主は、申立人が同年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、昭和46年3月15日から同年5月16日までの期間について、C社の事業主は、申立人が同年3月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和44年10月27日から45年4月17日まで  
② 昭和45年5月15日から同年6月11日まで  
③ 昭和46年3月15日から同年5月16日まで  
④ 昭和46年12月から49年4月まで  
⑤ 昭和49年5月から同年8月まで  
⑥ 昭和49年9月2日から54年9月1日まで

厚生年金保険の記録によるとA社、B社、C社、D社、E社及びF社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者になっていない。間違いなく勤務していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者記録は申立人のA社における雇用保険の加入記録と一致することから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年10月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年4月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者記録は申立人のB社における雇用保険の加入記録と一致することから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未



統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者記録は申立人のC社における雇用保険の加入記録と一致することから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、2万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間④について、申立人は、「D社に勤務していた。」と述べている。

しかし、オンライン記録によるとD社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社は既に廃業し、事業主や同僚も不明のため、供述を得ることができないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「E社に勤務していた。」と述べている。

しかし、オンライン記録によると、E社は、昭和61年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間⑤当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、E社は平成10年11月30日に適用事業所でなくなっており、事業主も不明のため供述を得ることができないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、ほかに、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間⑥について、申立人が当該期間についてF社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る詳細な記憶から認められる。

しかし、オンライン記録によると、F社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、F社は既に廃業しており、事業主も、既に亡くなっているため供述を得ることができないことから厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、申立期間⑥の厚生年金保険料の控除を確認できる資料も無く、ほかに、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで  
ねんきん特別便の記録では平成 12 年 10 月から 13 年 9 月までの標準報酬月額が 12 万 6,000 円となっているが、申立期間の前後を含めて 15 万円であったはずである。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月から 19 年 9 月まで  
② 昭和 19 年 10 月から 22 年 1 月まで  
③ 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 28 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、学校を卒業と同時に G 地域の D 社に入社し、昭和 18 年 1 月から 19 年 9 月まで約 2 年間勤務していた。同社の勤務中に出征し戦争に行ったが、日本に戻ってきたのは 22 年 1 月ごろだった。復員後は大学を卒業して 27 年 4 月に A 社に入社した。1 か月は業務研修、講習会、見学等を行ったが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、28 年 3 月に同社 C 支店から同社 E 支店に転勤になったが、厚生年金保険の被保険者記録が 1 か月無い。これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、B 社からの回答及び A 社の人事カードから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 28 年 4 月 1 日に同社 C 支店から同社 E 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間③については、上記の人事カードから、申立人が A 社に

在籍していたことは認められる。

しかし、B社は、「正社員であっても、一部の従業員に関しては試用期間を設ける場合があり、入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった。」と回答しているところ、人事カードには、申立人の当該期間は試用期間と記録されている。

また、申立人とA社の入社日が同じである同僚は、入社した昭和27年4月は講習等を行う試用期間であり、辞令交付日は同年5月1日だったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社の人事カードには昭和28年3月1日にE支店開設準備委員に任用され、同年4月1日に同社E支店に配属された旨の記載があり、また、この開設準備委員の任用日である3月1日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同年3月1日を同社C支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び②について、申立人の申立内容が具体的であること、並びに同僚の証言及び申立人は出征に対する慰労状を所持していることから判断すると、期間は特定できないが、申立人がD社に在籍し、また、同社に在籍中に出征し、その後復員したことが推認できる。

しかし、申立人は、D社はF社の子会社だったとしているところ、社会保険業務センター（当時）発行の事務連絡には、F社は厚生年金保険が適用されない旨の記載があり、その子会社であったD社も同様であると考えられる。

また、オンライン記録で、D社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の上司及び同僚の同社における厚生年金保険被保険者期間は無い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（26年9月22日）及び資格取得日（昭和27年2月6日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月22日から27年2月6日まで

私は、A社に昭和26年4月から30年8月10日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者記録では、26年9月22日から27年2月6日までの厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。給与明細書等は所持していないが、申立期間は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和26年5月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月22日に同資格を喪失後、27年2月6日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間にA社に入社した同僚が、「私が入社した時には、申立人は既に勤務していた。」と証言しており、また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した別の同僚は、「申立人とは同じ作業場であったが、申立人が半年近くも職場にいなかった記憶は無い。」と証言している。

また、A社における厚生年金保険への加入について、同僚は、「希望により加入するような仕組みがあったと聞いた覚えは無く、強制加入だと思

っていた。全員加入していたはずだ。」と証言している。

さらに、申立人が同じ作業場内で勤務していた同僚として名前を挙げたほぼすべての従業員に厚生年金保険の被保険者記録がある上、申立人のほかに厚生年金保険の加入記録に途中で欠落のある者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が存在せず、届出及び納付に関しては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年9月から27年1月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 36 年 1 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 8 月及び同年 9 月は 4,000 円、同年 10 月から 34 年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 35 年 1 月までは 6,000 円、同年 2 月から同年 12 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 12 日から 36 年 1 月 8 日まで

私は、A 社に入社し 3 年近く働いた後すぐ B 社で働いたが、A 社の厚生年金保険の加入記録は 4 か月しかなく、その後 3 年近く空白があるのはおかしい。納得いかないので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 33 年 8 月 12 日と記録されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、同年 8 月 12 日が二重線で消され、36 年 1 月 8 日に訂正されていることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿には、申立人について、申立期間中に複数回の定時決定及び月額変更等が記録されており、これらの記録を前提とすると、事業主が申立人について、昭和 33 年 8 月 12 日に資格を喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 36 年 1 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間における

上記の被保険者名簿の記録から、昭和 33 年 8 月及び同年 9 月は 4,000 円、同年 10 月から 34 年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 35 年 1 月までは 6,000 円、同年 2 月から同年 12 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年9月30日から8年3月7日までの期間について、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年9月は15万円、同年10月から8年2月までは16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月2日から同年3月1日まで  
② 平成7年9月30日から8年3月7日まで

私は、A社の求人広告を見て入社し、B職として平成6年2月から9年3月まで勤務していた。入社時の6年2月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、7年9月から8年2月までの給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されているのに被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持している給与支給明細書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、A社に勤務し、平成7年9月から8年2月までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が適用事業所でなくなった平成8年2月29日の後の同年3月7日付けで、7年9月30日にさかのぼって申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、また同日付けで、同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、A社の代表者を含むほかの従業員58名についても申立人と同様の処理が行われていることがオンライン記録から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る資格喪失日は、当該喪失処理日である8年3月7日とすることが必要と認められる。

また、標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の社会保険事務所（当時）の記録から、平成7年9月は15万円、同年10月から8年2月までは16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同じ平成6年3月1日に資格を取得している同僚は、「私は、資格取得日より前から勤務していた。厚生年金保険に加入するとき、給与から保険料を控除すると伝えられたのを覚えている。」と証言している。

また、平成6年3月1日に資格を取得した者が75名確認できるところ、このうちの複数の者が、「資格取得日より前から勤務していた。」と述べていることから、A社は複数の従業員を、この時期にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年11月21日から42年5月8日までの期間について、事業主は、申立人が41年11月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年5月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については2万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月1日から41年10月まで  
② 昭和41年11月21日から42年5月8日まで

私は、A社に昭和40年12月1日から41年10月まで勤務し、B社に同年11月21日から42年5月7日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が空白になっている。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が1年相違している者が昭和41年11月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年5月8日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が名前を記憶していた上司は、「B社で申立人と一緒に働いていた。ほかに申立人と同じ名字の者はいなかったので覚えている。」と述べていること、及び上記の被保険者期間と申立人の記憶する勤務期間とが一致することから、上記の被保険者記録は申立人のものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年11月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年5月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該被保険者記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、A社は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないところ、現在の事業主の妻は、「当社は9年8月1日から厚生年金保険の適用事業所となった。同日以前は、全員国民年金に加入していた。」と供述している。

また、申立人は、同僚の名前を覚えていないため、これらの者から供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D支社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年6月16日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月16日から同年12月16日まで  
厚生年金保険被保険者記録において、昭和46年6月16日から同年12月16日までの期間の記録が無いが、私は、44年4月11日から平成15年11月30日に退職するまで継続してA社に勤務していた。人事記録及び在籍証明等を提出するので、申立期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与（支給）明細書及びB社から提出された人事記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年6月16日に同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与（支給）明細書から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しにより、申立人のA社D支社における資格取得日を昭和46年6月16日（届出日47年1月4日）及び46年12月16日（届出日47年3月

16 日) の二度にわたり届け出ていることが確認できるところ、申立人の同社同D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、46 年 12 月 16 日の資格取得に係る記録が確認でき、同年 6 月 16 日付けの資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「取消」の記載が確認できることから、事業主は当初、申立人の同社D支社における資格取得日を同年 6 月 16 日として届け出たが、その後同年 12 月 16 日を資格取得日として届け直したものと考えるのが自然であり、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和51年4月19日に、厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月19日から同年8月1日まで

オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和51年4月19日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は45年4月1日に同社に入社し、申立期間にA社本社から同社B工場に転勤した。平成14年11月1日に同社の関連企業へ出向するまで退職することは無く、継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月給与から控除されていた。申立期間に同社で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の保管する社会保険被保険者原票及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人は同社B工場において昭和51年4月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該事業所を管轄するC社会保険事務所（当時）は、同年4月22日にこれを受理し、同年4月23日に事業主に対して確認通知を行ったことが確認でき、上記の被保険者原票の記載内容と一致する。

これらを総合的に判断すると、A社B工場の事業主は、申立人が昭和51年4月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保

険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管していた申立人の同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び社会保険被保険者原票から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和40年5月末までA社B工場に勤務し、同年6月1日から同社C本社に転勤となった。同社在籍中は毎月給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間に空白の期間があることは考えられない。勤務していた期間と加入履歴の違いについて調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年6月1日に同社B工場から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主も死亡しているため確認は取れないが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合、または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年6月30日の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

平成17年1月24日から20年3月31日までA社に勤務していた期間において、18年6月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録には記載されていないので、訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与については、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和29年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から30年4月1日まで

私は、申立期間についてA社B支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の履歴書及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和29年12月1日に同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、事業主が提出したA社B支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が昭和30年4月1日を申立人の資格取得日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る29年12月から30年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和29年4月から36年3月までA社に在籍していた。途中で転勤はあったが、継続して勤務していた。研修先の同社B所から同社C所に転勤した際の申立期間が被保険者期間となっていないが、会社の手続の誤りであると思われる。会社から継続勤務を証明する在籍証明書を発行してもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社D所が発行した在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B所から同社C所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B所で申立人と同じ昭和30年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している13名のうち、8名は同社C所で同年4月1日に資格を取得し、残り5名は、同社E所で同年4月1日に資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和30年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 30 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで  
私は、昭和43年1月4日から45年2月28日までA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、A社に勤務していた期間の被保険者資格喪失日が退職した日の翌日の45年3月1日となっておらず、同年2月28日となっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した従業員名簿、申立人が所持していたA社の辞令及びC健康保険組合が発行した家族療養附加金通知書から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人の申立期間においても厚生年金保険料は控除していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「届出を誤ったものと思われる。」と回答している上、

事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 45 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年1月31日まで  
厚生年金保険の記録では、平成10年4月から11年12月までの標準報酬月額が9万2,000円となっているが、私は、A社の代表取締役として、実際には80万円相当の給与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日である平成12年2月29日より後の同年3月16日付けで、10年4月1日に遡<sup>そきゆう</sup>及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本では、申立人は、平成12年2月12日（同年5月10日登記）にA社の代表取締役を辞任していることが確認できるものの、同年2月21日付けで申立人が同社取締役宛てに差し出した内容証明郵便では、当該訂正処理前である11年11月に同社の代表取締役を辞任しているところ、取締役登記削除が行われていないので速やかに行ってほしい旨の記載が確認できる。

さらに、複数の同僚から、「申立人は代表取締役であったが、事業経営はA社の会長及び取締役が行っており、社会保険等の諸手続については会長の妻が行っていたので実質的な権限は無かった。申立人は、同社が適用事業所に該当しなくなった日である平成12年2月29日及び当該訂正処理

日である同年3月16日より前には退職しているので、当該訂正処理には関与していない。会長の妻が、社会保険事務所とやりとりしていたことを記憶している。」との供述もあることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和23年9月28日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を26年11月19日に訂正し、23年9月の標準報酬月額を8,100円とし、26年11月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年9月28日から同年10月9日まで  
② 昭和26年11月19日から同年12月1日まで  
厚生年金保険被保険者記録において、昭和23年9月28日から同年10月9日までの期間及び26年11月19日から同年12月1日までの期間の記録が無いが、夫は、17年1月にA社に入社して以来、56年9月に退職するまで継続して勤務していたため、調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録の写し及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し(昭和23年9月28日にA社本店から同社B支店に異動、26年11月19日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和23年9月の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

の記録から 8,100 円とし、26 年 11 月の標準報酬月額については、申立人の同社 C 支店に係る同年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を39年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和39年10月1日から同年11月1日まで

私は、大学卒業後の昭和27年4月1日にA社に入社後、定年退職するまで勤務していた。入社後、同社B支店に配属され、すぐに厚生年金保険に加入したはずだが、厚生年金保険の被保険者記録では、加入した日が同年7月1日と記録されている。

また、昭和39年10月にC社からA社D支店に転勤したが、実際は同一企業の中における支店間異動（転勤）であり、あくまでも一貫して勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和39年10月1日にC社からA社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと回答しており、また、A社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている申立人の同社D支店における資格取得日が昭和39年11月1日と記載されていることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社が保管する社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は昭和27年4月1日に同社に入社し、当該期間において勤務していることが認められる。

しかし、A社の人事担当者は「大卒採用の場合、当時は採用拠点が各地にあり、同じ大卒採用でも地域によって厚生年金保険の取扱いが異なっていた。」と証言しているところ、申立人が同じ幹部候補生の同僚として名前を挙げた同社他支店の同僚2名のオンライン記録によると、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日が1名は昭和27年4月3日、1名は同年5月1日となっていることが確認できる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同じ幹部候補生として名前を挙げた同僚は、申立人と同じ昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年4月12日までの期間について、申立人のA社（現在は、D社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日と認められることから、当該期間に係る資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和51年12月13日から52年2月13日までの期間について、事業主は、申立人が51年12月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年4月12日まで  
② 昭和51年12月13日から52年2月13日まで  
ねんきん特別便を見て、A社の入社日である昭和48年4月1日から同年4月12日までの期間及び同社B支店から同社C支店へ転勤した51年12月13日から52年2月13日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに気が付いた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日は昭和48年4月12日となっている。

しかし、D社発行の在籍証明書及びE健康保険組合の加入記録により、申立人が昭和48年4月1日からA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が同期入社として名前を挙げた同僚6名はいずれも被保険

者資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日となっている。

さらに、申立人と同期入社で他支店に配属された者の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 48 年 4 月 1 日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日と認められる。

申立期間②について、在籍証明書、E 健康保険組合が保管している被保険者記録及び F 企業年金基金が保管している G 厚生年金基金（現在は、F 企業年金基金）の加入員記録により、申立人は、A 社に継続して勤務（昭和 51 年 12 月 13 日に A 社 B 支店から同社 C 支店に異動）していたことが認められる。

また、申立人は、E 健康保険組合及び F 企業年金基金の加入記録には申立期間において空白期間は無い。

さらに、F 企業年金基金からは、厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出は、複写式の様式を使用し、G 厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所に提出していたと思われるとの回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 51 年 12 月 13 日に A 社 C 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間における G 厚生年金基金の加入員記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年6月25日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年4月30日まで  
② 平成5年4月30日から同年7月1日まで  
③ 平成7年8月31日から同年11月18日まで

私は、昭和53年から平成7年11月17日に退職するまで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が15万円に訂正されている。また、申立期間②及び③が被保険者期間となっていない。申立期間①及び②について、当時の給与明細書及び源泉徴収票を保管しており、標準報酬月額は53万円であったので、当該期間についての記録の訂正をしてほしい。

申立期間③については、雇用保険が継続しており、A社に勤務してい

たことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間①及び②について、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社が適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）平成5年4月30日より後の同年6月18日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が53万円から15万円に引き下げられ、その後、同年6月25日付けで申立人が同年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、申立人を除く10名についても、上記と同様の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、当該標準報酬月額の訂正及び資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記の2度にわたる処理は有効な処理であったとは認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該処理を行った日である平成5年6月25日であり、4年9月から5年5月までの標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、53万円であると認められる。

申立期間のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成5年6月の標準報酬月額については、上記の給与明細書の写しから、53万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人の記憶から、申立人がA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年8月31日の翌日にA社は全喪しており、当該期間のほとんどの期間、同社は適用事業所となっていない。

また、A社の全喪日後も同社に勤務していたとするほかの同僚2名も、申立人と同様に平成7年8月31日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該期間においてA社に勤務していた者の妻は、「当該期間については、A社が厚生年金保険に加入していないことを知っていたので、私は国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和45年4月1日に入社し、平成19年6月30日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社本社から同社B営業所に異動した昭和45年5月の1か月間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所提供の在籍証明書、健康保険組合加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人がA社本社における2か月間の研修及び実習の後に同社B営業所に配属されたと供述していることから、昭和45年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和45年4月のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答としているが、C社保

管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、A社本社の資格喪失日を昭和 45 年 5 月 1 日と届出していることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る A 社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 6,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 1 日から 26 年 1 月 1 日まで

A 社における勤務期間において、厚生年金保険被保険者記録の欠落している期間があるが、私は同社に継続して勤務しており、休職も退職もしていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と生年月日が同一かつ同姓で、名前の読みは同じであるが漢字が 1 文字相違する者が、昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 1 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険記号番号は、申立人の被保険者番号と同一であることから、上記の記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、6,000 円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年4月から同年9月までは2万円、同年10月から43年9月までは2万4,000円、同年10月から44年9月までは2万8,000円、同年10月から45年9月までは3万3,000円、同年10月から46年8月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月28日から46年9月3日まで

私がA社を退職したのは、昭和46年9月2日である。しかし、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は42年4月28日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が作成した申立人の経歴、退職年月日等を記載した社内調査書（写し）及び事業主回答書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人の当社の退職日は、昭和46年9月2日であることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年9月3日となるはずである。申立期間の保険料は、控除していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び事業所が提出した賃金の昇給率に係る資料から、昭和42年4月から同年9月までは2万円、同年10月から43年9月までは2万4,000円、同年10月から44

年9月までは2万8,000円、同年10月から45年9月までは3万3,000円、同年10月から46年8月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失の届出を誤ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年1月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月16日から同年2月16日まで

私は、大学卒業前であったが叔父の経営するA社に入社した。入社した経緯は簿記の資格を有していたため年明けから勤務するように言われたためである。厚生年金保険被保険者証にも、初めて資格を取得した日は昭和48年1月16日と記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する厚生年金保険被保険者証には、「はじめて被保険者となった日」は、昭和48年1月16日と記載されている。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿には、申立人のA社における資格取得日は、昭和48年1月16日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年1月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月、平成 8 年 3 月、同年 4 月、同年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月  
② 平成 8 年 3 月及び同年 4 月  
③ 平成 8 年 10 月及び同年 11 月

私は、会社を退職する都度、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれていたことを記憶している。申立期間の国民年金保険料は、加入手続の際に私の母親が納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失する都度、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親も加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間はいずれも平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度の導入よりも前の時期であることから、その時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていない限り申立期間の国民年金保険料を納付することは不可能であるが、申立人が所持している年金手帳には国民年金の加入手続を行った形跡は認められない上、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住しており、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から平成3年2月まで

私は、いつごろからか憶えていないが、夫婦二人分の国民年金保険料を私の銀行口座から振替で納付していた。申立期間についても口座振替により、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の妻の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の銀行口座から振替により納付していたと主張しているが、申立人は、どの銀行口座から保険料の振替を行っていたかについての記憶が曖昧である上、申立人の妻の保険料が口座振替により納付されたのは、申立期間の途中の昭和63年4月からであることが確認できることから、申立内容は不自然である。

また、申立人は、口座振替により国民年金保険料を納付するための手続は、申立人又はその妻が行ったとしているが、申立人は、当該手続を行った時期や方法等についての記憶が無い上、その妻からは、直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の当該手続の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から51年10月まで  
夫が勤めていた会社で、自動的に国民年金の加入手続が行われ、夫の給料から、私の申立期間の国民年金保険料が天引きされていたはずである。  
申立期間が未加入期間とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のいずれかの時期に、その夫が勤務していた会社が、国民年金の加入手続を行い、その夫の給与から国民年金保険料相当額を控除する方法により、申立人に代わり、申立期間の保険料を納付していたとしているが、申立期間当時、その夫が勤務していた会社では、その会社に勤務する従業員の被扶養配偶者の国民年金の加入手続を行うことは無く、従業員の給与から保険料相当額を控除し、その被扶養配偶者に代わり、保険料を納付することも無かったとしており、申立期間において、国民年金の加入手続が行われ、申立人の保険料が納付されていたとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続が行われたとしているが、申立人の年金手帳には、昭和51年11月に、国民年金に任意加入した旨が記載されており、申立内容と一致しないほか、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期において、申立期間は未加入期間とされているため、申立人が国民年金に任意加入した時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年12月まで

私の父親は、私が最初の勤務先を退職して入院加療していた昭和44年ごろ、療養中の私の将来のことを考えて、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の両親が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろにその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その両親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の両親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は平成11年9月に厚生年金保険の記録が統合された際に、さかのぼって国民年金の資格記録を追加していることが確認でき、それまで申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人は国民年金保険料を納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 4 月まで

私は、昭和 62 年 12 月に勤務先を退職した後、年金制度への加入を続けようと思い、国民年金の加入手続を行った。その後、自宅にカードが送られてきたため、申立期間の国民年金保険料として 10 数万円を同カードにより金融機関でまとめて納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 12 月に勤務先を退職後に国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は保険料をまとめて納付した記憶はあるものの、加入手続の時期及び場所等は明確でなく、国民年金の加入状況が不明であり、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、カードが自宅に送られてきたことから、同カードにより金融機関でまとめて納付したと主張しているが、当時、申立人が居住していた市では保険料の収納に関して、納付書を発行していたことは確認できるものの、申立人の主張するカードは発行されていた形跡が見当たらないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで

私は、自宅で家事手伝いをしていた昭和 36 年ごろに、区役所の職員に勧められて、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅で家事手伝いをしていた昭和 36 年ごろに、区役所の職員に勧められて、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた区において、集金人による保険料の収納が行われたのは、申立期間後の 37 年 7 月からであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚後転居した区において払い出されていることが確認できるが、申立人が申立期間当時居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3956

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、母親が、私及び兄の国民年金の加入手続を市役所の支所で行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料は、母親が、私及び兄の二人分を市役所の支所で一緒に納付していたと思う。

申立期間について、兄の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の記録が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、その母親が、申立人及びその兄の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその兄の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、同一市内に継続して居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 3957

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

私が20歳になった平成12年\*月ごろに、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、私が、納付書によりコンビニエンスストア又は金融機関で未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストア又は金融機関で納付したと主張しているが、保険料をコンビニエンスストアで納付することが可能になった時期は、平成16年度以降であり、申立内容と一致しない。

また、申立人は、平成12年に国民年金に加入していることから、9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年1月までの期間及び50年5月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から49年1月まで  
② 昭和50年5月から52年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、同じ社宅に住む友人から国民年金について話を聞いたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

私は、これまで国民年金保険料を間違いなく納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和36年4月ごろ、同じ社宅に住む友人から国民年金について話を聞いたため、その加入手続を同年同月に行い、国民年金保険料を納付していたと主張していたが、後にその友人から、自身の社宅への入居は38年5月であると聞いたことにより、その加入手続を同年同月であると申立内容を変遷させているなど、申立期間の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を厚生年金保険被保険者証で行い、新たな国民年金手帳の発行は受けず、当該被保険者証を市役所に持参して国民年金保険料を納付してきたと述べているなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の資格取得日から昭和52年4月ごろであると推認でき、その時点において、未加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出



されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は、合計 179 か月にも及び、かつ、申立人は、申立期間に3つの異なる市区町村に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から48年3月まで

私は、20歳になったときは学生であったが、母親から、私が20歳になったときから国民年金保険料を納付してきたので、自分で納付する時期になったら引き続き保険料を納付するように言われていた。国民年金に関心が薄かった若いころに郵送された年金手帳には、資格取得日が昭和48年4月と記載されていたので疑問を感じたが、国のやることに間違いはないと思っていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和50年12月から51年1月の間と推認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、資格取得日が48年4月と記載されていることから、申立期間は任意の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

私は、会社を退職した平成5年2月ごろ、両親から「国民年金保険料を納付しないといけない。」と言われたので、町役場の窓口で2か月分の保険料を2万円ぐらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月ごろ、町役場の窓口で2か月分の国民年金保険料を納付したと述べているが、国民年金の加入手続についてはよく憶<sup>おぼ</sup>えておらず、年金手帳の交付を受けていないと述べるなど、加入手続時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、平成10年1月に、5年2月までさかのぼって取得されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができなかったものと推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 63 年 9 月ごろ、役場で私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が役場の窓口で 6 か月の未納分の保険料をまとめて納付したが、納付した時期については定かではない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月ごろ、国民年金の加入手続を行った後、未納となっていた申立期間の国民年金保険料をまとめて役場窓口で納付したと主張している。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期について、必ずしも記憶が定かではなく、納付金額等についても思い出せないとしているなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金加入の手続時期を昭和 63 年 9 月ごろとしているが、申立人に付与された国民年金の記号番号の直前の番号が付与され、20 歳到達時に強制加入被保険者となった者の資格取得年月日から、平成 2 年 10 月下旬以降と推認されることに加え、申立期間の前後を通じて同一住所に居住する申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、昭和 63 年 9 月ごろに加入手続を行ったとは考えにくい。

さらに、昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人は、2 年 10 月下旬以降とみられる加入手続時点でさかのぼって納付可能な昭和 63 年 10 月からの保険料を納付したと考えられる。これらのことから、役場窓口で納付できない同年

同月から平成2年3月までの保険料について、別途発行された納付書により金融機関等で過年度納付するとともに、現年度保険料として役場窓口で納付可能な同年4月から同年9月までの保険料を平成2年度中に役場窓口で納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年11月まで

私は、昭和47年に結婚した後、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、自分で市役所の支所で、現金で納付していたと思う。未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間で、その期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を市役所の支所で、現金で納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人により収納が行われており、支所で国民年金の収納事務は行われておらず、申立期間当初、その市では、年金手帳を市役所で保管する方法がとられていたが、申立人は、市役所に年金手帳を預けた記憶はないと述べているなど当時の制度と申立内容には齟齬がみられる。

また、申立人は昭和47年に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の資格取得日から53年12月と推認でき、申立内容と一致しない上、その時点において、未加入期間である国民年金保険料を納付することができず、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年4月まで

私は、平成3年8月から外国に滞在し、4年9月に帰国した際、父親から国民年金に加入するように勧められ、いつごろか記憶はないが、後日、区役所で国民年金の加入手続を行った。そのときに、職員から外国滞在中の期間の国民年金保険料を納付できると言われ、後日、金融機関で申立期間の保険料を納付した。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年9月に外国から帰国した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、後日、金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付金額及び納付場所等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成6年5月以降に居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）で払い出されていることが手帳記号番号の課所符号から確認でき、その時点では申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 8 年 3 月 29 日まで

平成 21 年 5 月 20 日に脱退手当金の裁定請求を行ったところ、私が代表取締役をしていた A 社における標準報酬月額が、4 年 6 月 1 日から 8 年 3 月 29 日までの期間が 9 万 2,000 円に訂正されていた。しかし、私にはこのような処理を届け出た記憶が無い。自分自身の給与を最低等級額にまで引き下げること自体不自然であり、社会保険事務所（当時）から何も説明を受けていないので、従前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、53 万円と記録されていたところ、A 社が適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）平成 8 年 3 月 29 日より後の同年 4 月 11 日付けで 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、A 社の代表取締役であったことが同社の閉鎖事項全部証明書により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの、A 社を全喪させた経緯について、景気が悪くなり給与支払等の資金繰りが苦しくなったためと供述している上、ほかの者が社会保険事務所と相談をすることはあり得ないとの意見を述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで  
私は、A社に昭和 46 年 6 月 1 日に入社したが、オンライン記録では、48 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととなっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和 48 年 6 月 1 日」と記載されており、厚生年金手帳記号番号払出簿における申立人のA社に係る資格取得日と一致している。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の申立人の加入記録は、昭和 48 年 6 月 1 日に資格取得、49 年 10 月 30 日に資格喪失となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、平成 15 年 5 月から同年 9 月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が同年 5 月から同年 8 月までは 34 万円、同年 9 月は 36 万円となっている。当該期間は長時間労働を強いられ、サービス残業による不払賃金がある。もしサービス残業分の給与が正しく支払われていれば、その額は当時の標準報酬月額の上限額を超える金額となるはずである。したがって当該期間の標準報酬月額は不当に低く算定されているので、本来支払われるはずの報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に不払賃金があり、当該不払賃金が支給されていれば、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額になるはずであると述べている。

一方、申立人の保管している給与明細書において確認できる申立期間の報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う金額となっている。

また、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく控除額となっている。

さらに、申立人は、A社から支給された申立期間に係る給与は、上記の明細書に記載されている金額のみである旨を述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 38 万円となっている。当該期間の算定の基礎となる 17 年 4 月から同年 6 月までの期間、私は労働災害に遭い、仕事を休んでいた。当時は有給休暇の取得として給料が支払われており、19 年 2 月に労災認定となって欠勤扱いに変更したことから、結果として当該期間の支払基礎日数はいずれも 20 日に満たなくなり、保険者算定により従前の標準報酬月額 62 万円となるべきで、事業主はその訂正の届け出を怠り、当該期間の標準報酬月額は不当に低く算定されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正の届け出は行っておらず、申立人の申立てに係る当時の給与台帳により、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの期間の標準報酬月額は 38 万円として社会保険事務所（当時）に届け出たと回答しており、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立人の保管している給与明細書において確認できる申立期間の報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う金額となっている。

さらに、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく控除額となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 2 日から 40 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 38 年 9 月に A 社 C 工場に臨時工として入社し、6 か月後に正社員となり 40 年 9 月に退社した。  
在勤中は同一職場内において勤務していたが、この間の記録が無いことから、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 工場を退職後、申立期間において同社 C 工場で D 作業に従事していたと述べているところ、申立人の上司及び同僚は、「同作業は、A 社 C 工場の敷地内に存在した同社 B 工場の分工場で行われていた。この分工場における作業は、昭和 39 年には同社 B 工場本工場に移転するとともに、作業員約 20 名も全員異動した。」と述べているが、申立人はこのような事情を記憶していない。

また、同僚は、「申立人が一度退職した後、改めて就職したかは分からない。」としている。

さらに、申立人は、申立期間において勤務した証拠として社員旅行の写真を提出しており、また、同僚と申立期間にキャンプに行った記憶があると述べているが、申立人の同僚に確認したところ、当該写真は申立期間より前の昭和 36 年 9 月に実施された社員旅行のものであり、また、キャンプも同年に行われたと述べている。

加えて、A 社は、申立人に係る人事記録等関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関しては不明であると回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 28 日まで

私は、平成 6 年 4 月から 9 年 1 月末まで A 社で仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。入社時に健康保険被保険者証を受け、給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたことも覚えているので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出した平成 6 年分の源泉徴収票により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が提出した平成 6 年分の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額は、A 社における給与支払額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と大きく乖離<sup>かいり</sup>しており、当該社会保険料等の金額に、申立期間に係る厚生年金保険料が含まれているとは考え難い。

さらに、オンライン記録から、平成 7 年 7 月から 9 年 2 月までの期間について、申立人は、国民年金の被保険者として保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、A 社の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないとしている上、申立人が名前を挙げた同僚は連絡先が不明のため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 25 日まで  
5 年ほど前に社会保険事務所（当時）で年金受給の手続をした時に、A 社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであると言われた。  
私は、当時は長女を出産したばかりで会社には出社しておらず、昭和 43 年の 3 月ごろ、自宅に社長の奥さんが休んでいる間の保険料を取りに来たことは記憶しているが、脱退手当金受給の手続をお願いはしていない。  
脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 3 月 25 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者は申立人を含め 3 名であり、当該 3 名全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和33年4月1日から35年10月24日まで勤務していた。61年7月26日付けのB社会保険事務所（当時）からの被保険者資格関係事項についての回答書にも厚生年金保険被保険者の資格取得日は33年4月1日となっている。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険の被保険者資格の取得日が申立人より前である同僚が、「申立人は私より前から同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、自身の同社における資格取得日より前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、二つの事業所に同時に勤務したことは無いとしているところ、申立期間のうち、昭和33年4月1日から同年7月15日までの期間については、申立人は、直前まで勤務していた事業所における厚生年金保険の被保険者となっている。

また、申立人は、「A社に入社して最初の半年ぐらいは見習であり、日給月給であった。」と述べている。

さらに、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を確認することができず、同僚に聴取したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができない。

加えて、申立人が保管する昭和61年7月26日付けのB社会保険事務所の被保険者資格関係事項についての回答書に、申立人のA社における厚生

年金保険被保険者の資格取得日が 33 年 4 月 1 日と記載されているが、当該回答書の「被保険者記号番号」の欄に、「\*」と記載されているところ、「\*」はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の整理番号であり、同名簿に記載されている申立人の資格取得日はオンライン記録と一致していることから、当該回答書に記載されている資格取得日は、年の記載を誤ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 30 日から平成元年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 62 年 4 月に A 社の B 支店に入社し、C 業務をしていた。  
厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被  
保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社についての説明と同社の閉鎖登記簿謄本の記載内容が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の謄本に記載されている役員及び申立人の記憶する同僚は連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月ごろから 59 年 1 月ごろまで  
② 昭和 59 年 2 月ごろから 60 年 2 月ごろまで

私は、昭和 57 年 9 月ごろから 59 年 1 月ごろまでは A 社又は B 社に、また、同年 2 月ごろから 60 年 2 月ごろまでは C 社に勤務していたが、どちらの厚生年金保険被保険者記録も欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A 社及び B 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社及び B 社は、その管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、申立人は同僚の名字しか記憶しておらず、事業主及び同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C 社の事業主（当該期間における事業主の妻）の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C 社は平成 9 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、「当時は事業所を法人化する前のことで、家族中心の 3, 4 名で働いていたので、社会保険には加入する必要がなかった。」と証言しているところ、C 社の会社設立日が申立期間②の後の昭和 61 年 10

月 15 日であることが商業登記簿謄本から確認でき、申立人も「従業員は事業主の家族だけだった。」と述べていることから、同社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

さらに、事業主は、「当時は社会保険に加入する必要が無かったので、保険料控除もするはずがない。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで  
私が A 社(現在は、B 社)に勤務していた昭和 56 年 6 月 30 日から 58 年 3 月 31 日までの期間のうち、57 年 5 月 1 日から 58 年 4 月 1 日までの期間が共済組合の組合員期間となっていなかったため同社に問い合わせたところ、「57 年 5 月 1 日からは E 職扱いとなり、厚生年金保険へ移行した。」との回答を受けたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人の人事記録及び申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社が保管している賃金職員向け処遇説明資料である「賃金職員の皆さんへ」によれば、賃金職員の厚生年金保険への加入手続については、採用の際、本人の意思を確かめて実施することと記載されており、当社は、非常勤職員である E 職の処遇も賃金職員と同様の取扱いをしていたと思われると回答しているところ、申立人は、申立期間において会社から厚生年金保険への加入の説明を聞いたことは無く、加入手続についても行ったことは無いと述べている。

また、申立期間に A 社に E 職として勤務していた 12 名について厚生年金保険の加入記録を調査したところ、そのうちの 7 名は同社において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立期間に前後して A 社に E 職として勤務していた複数の者は、厚生年金保険の被保険者期間でなかったことを承知している旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から A 社各所に勤務し、42 年 1 月末に同社 D 所での仕事を終え、B 社に入社すると共に取締役就任した。33 年 1 月 8 日から A 社 E 所に勤務した時から厚生年金保険に加入し、各所に勤務するごとに厚生年金保険の手続はされていたと思うが、38 年 3 月 20 日から 39 年 3 月末まで同社 C 所に勤務していた期間と、同年 4 月 1 日から 42 年 1 月末まで同社 D 所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていなかったため、申立期間を厚生年金被保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社 C 所は、昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社 C 所の所長及び事務担当者は、共に申立人は同社の社員ではなく、同社の下請である B 班（後の B 社）の幹部社員として A 社の各現場で勤務していたと述べている。

このことについて、申立人は、「各下請業者の幹部は A 社各所において、厚生年金保険の被保険者となっていると思う。」と述べているが、申立人が下請業者の幹部であったとして氏名を挙げた複数の者は、同社 C 所における厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A 社 C 所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は 6 名しかおらず、このうち、聴取できた複数の者は、「A 社の正社員であ

った。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社D所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、A社C所での仕事を終えた昭和42年1月末に、B社の社員として同社の取締役就任したと述べているが、同社の商業登記簿謄本によると、同社は39年8月18日付けで設立され、申立人が同日付けで取締役に就任していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社は昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
② 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 41 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 52 年 9 月 1 日から 53 年 12 月 31 日までの期間の被保険者記録が無いが、当該期間は A 社及び B 社において正社員として勤務していた。求職時には、社会保険を完備していることを確認して入社試験を申し込んでいたため、社会保険に加入していない会社に入社することは考えられない。調査の上、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の元事業主は、「期間は不明であるが、申立人が当社に勤務していたことがある。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が挙げた元同僚、元社員及び元事業主のオンライン記録から、3 名はいずれも申立期間①において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる上、上記の元同僚は、自身が入社した当時（昭和 41 年 8 月ごろ）、A 社は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、上記の元事業主は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び当該期間に係る厚生年金保険料の納付を行ったかについては、不明としている。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、A社は既に解散し、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄されているため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

申立期間②について、申立人が名前を挙げたB社の元社員2名の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和54年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該期間においてB社に勤務していたとする者のうちの1名は、当該期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、B社は既に解散し、申立期間②当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄されているため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 20 日から 26 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 9 月 20 日までの期間の A 事務所 B 出張所で勤務していた記録が見付かった。

しかし、私が退職したのは、昭和 26 年 2 月であり、厚生年金保険の加入記録が 25 年 9 月 20 日までとなっているのは納得いかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 事務所 B 出張所に勤務していたと述べている。

しかし、申立人が勤務していたとする A 事務所は既に解散しており、当時の資料は保管されておらず、また、同僚も死亡又は連絡先不明のため証言を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、C 局が保管する連合国軍関係常用使用人登録票において、申立人の雇入日は昭和 22 年 9 月 8 日、退職日は 25 年 9 月 19 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A 事務所 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和 25 年 9 月 20 日と記載されており、記載内容に不自然さは無く、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳も、A 事務所 B 出張所における資格喪失日は昭和 25 年 9 月 20 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月ごろから20年10月ごろまで  
② 昭和21年4月ごろから23年3月末まで

私は、国民学校の生徒であった時、学徒動員として、昭和19年4月ごろから同年6月ごろまではA社及びB社に、同年7月ごろから20年10月ごろまではC社に勤務していた。

また、昭和21年4月からD所において、見習をしていた。その後、同年10月にE本部が設立されたことに伴い、L業務に、23年3月末まで従事していた。当該期間は、C社又はその下請事業所に在籍していたと思われる。

上記の期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年4月ごろから同年6月ごろまでの期間について、申立人は、A社及びB社に勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶する当該両社の所在地に、類似する名称のF社及びG社が厚生年期保険の適用事業所として確認できることから、当該期間に係る申立ての事業所はF社及びG社であることがうかがえる。

しかし、F社及びG社は既に解散しており、事業主の連絡先も不明である。

また、申立人は、「学徒動員による勤労奉仕であった。」と述べているところ、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3項及び19年5月29日付け厚生省告示第50号により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当

しない取扱いになっている。

さらに、申立人がF社において学徒動員として勤務していたと記憶する同僚についても厚生年金保険の被保険者となっておらず、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人と同年代の被保険者の記載は無い。

加えて、F社及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無い。

申立期間①のうち、昭和19年7月ごろから20年10月ごろまでの期間について、申立人の詳細な記憶から、申立人がC社（現在は、H社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、H社は、「当時の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に係る記載は無い。」と回答している。

また、申立人は、「学徒動員による勤労奉仕であった。」と述べているところ、前述したとおり、勤労働員学徒については、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いになっている。

申立期間②について、申立人は、C社で厚生年金保険に加入しているのではないかと述べているところ、H社は、「当社の厚生年金保険被保険者台帳には、当該期間において、申立人に係る記載は無い。」と回答している。

一方、H社の保管する人事記録において、申立人に係る「入社前の経歴」の項目には、昭和22年2月から同年8月まではJ社、同年8月から23年3月まではK社に勤務していたことが記載されている。

しかし、J社及びK社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が申立期間②において同僚であったとする複数の者は、当該期間においては厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、J社及びK社は既に解散しており、事業主の連絡先も不明である。

加えて、H社は、「当時の下請事業所のリストは残っておらず、詳しい状況も不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月16日から同年9月15日まで

私は、A社を退社後の昭和35年2月から、知人が勤務していたB市C区にあるD社（現在は、F社）に、近所の友人数人と勤務していたが、厚生年金保険の記録では、E社で同年9月15日に被保険者資格を取得しており、納得できない。同社は、D社の名称変更後の社名であると記憶している。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「D社に勤務していた知人の紹介で同社に入社した。同社がE社に名称変更する前の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。」と主張している。

しかしながら、申立人が一緒に入社したとする2名のE社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれ、昭和35年9月10日、同年9月12日となっており、申立人の資格取得日と近接している。

また、申立人を紹介したとする同僚は、申立期間において催されたE社の社員旅行の写真を所持しているが、申立人は社員旅行があったことを記憶していない。

さらに、上記の同僚は申立人の入社時期を記憶しておらず、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、E社の後継企業であるF社に照会したところ、「申立期間は、合併時より10年も前の期間であるため、当時の資料等は引継ぎしていない。担当者にも確認したが申立期間当時のことは分からない。」と回答している。

なお、申立人は、「名称変更前のD社における記録が無い。」と述べているが、申立期間において、E社は既に厚生年金保険の適用事業所となっているが、D社は適用事業所となっておらず、申立人を紹介したとする上記の同僚は、申立期間以前からE社における被保険者となっている。

また、E社と同じ所在地には、D社と名称の類似するH社があったが、同社の親族は「E社はH社とは関係は無い。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月24日から62年4月ごろまで  
私は、昭和60年10月からA社に勤務していた。勤務期間は2年に満たないと思うが、桜が舞う時期に退職した。  
年金記録を確認したところ、昭和60年11月24日からは厚生年金保険の被保険者となっていなかった。同年10月から61年3月までの期間は国民年金保険料が還付されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月から2年に満たないものの、A社に勤務したにもかかわらず、その一部しか厚生年金保険の加入記録が無いと主張している。

しかし、当時の事務長及び複数の同僚に聴取したものの、申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録及び同病院が加入している厚生年金基金の記録は、昭和60年10月2日から同年11月24日までとなっており、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、申立人は、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料が還付されているので厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしいと述べているが、当該還付は、申立人が60年10月2日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことによって、前納していた国民年金保険料が還付されたものであり、申立人は、その後、同年11月から61年6月までの国民年金保険料を納付し、引き続いて同年7月から62年3

月までの期間については申請免除の手続を行っていることが確認できる。

加えて、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主は当時の資料が無く不明と回答している上、申立人の所属現場の責任者だったとする者は既に死亡しており、当時の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 49 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和48年10月から49年6月29日までの期間のうち、48年10月から49年6月1日までの期間の記録が無い。48年分の給与所得の源泉徴収票の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和48年分の給与所得の源泉徴収票及び元社員の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和49年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる上、同社の元社員2名は、「入社当時、社長を含めて従業員は3名ぐらいだったので、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと思う。私も同社が厚生年金保険の適用事業所になっていなかった期間は、厚生年金保険の加入記録が無い。」と証言している。

また、申立人が提出した昭和48年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、同源泉徴収票の摘要の欄に記録されている前職であるB社の社会保険料の金額と一致していることから、A社において、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「同社は平成17年1月24日に解散しており、当時の資料は一切残されていないので、給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで  
私は、昭和 36 年 12 月から A 社（現在は、F 社）B 寮に勤務していた。会社は、39 年 4 月に合併して C 社となり、同年 12 月 1 日に会社から転籍の話があり D 寮に移ったが、同寮で仕事をしていた期間については、E 社で厚生年金保険の加入記録がある。申立期間について、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の同僚及び申立人の夫の証言から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当該事業所において、申立人と同様の仕事をしてきた同僚として 3 名の名前を挙げているが、A 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、その 3 名についての記録は見当たらない。

また、申立人が名前を記憶している 3 名うちの 1 名は、A 社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、事業主は照会に対して「申立期間当時の人事記録等、資料が保管されていないため確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 15 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 2 月 28 日までの期間、A社に継続して勤務していたが、28 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 15 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の保管する辞令簿から、申立人が昭和 28 年 3 月 2 日に同社に準職員見習として採用され、申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の辞令簿から、申立人と同日又は翌日に準職員として採用されたことが確認できる同僚 3 名は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立人と同じ昭和 29 年 5 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、その同僚のうち 1 名は、「入社当初は厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述している。

また、A社の保管する健康保険被保険者資格取得の記録簿から、同社では、おおむね健康保険の被保険者資格取得日の 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の同社における健康保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日の約 1 年前である昭和 28 年 4 月 9 日となっている。

さらに、申立人が記憶している複数の上司は、死亡又は連絡先が不明であり、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 9 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 25 日から 57 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月から 57 年 7 月 31 日まで A 社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずである。退職後に国民年金の加入手続を行った記憶があるので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人とほぼ同時期に A 社に入社したとしている同僚は、「A 社は入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」としているところ、その記憶する入社日の約 1 年後の昭和 53 年 3 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、また、申立人が氏名を記憶していた同僚 5 名のうちの 1 名については同社において厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

申立期間②について、A 社は昭和 53 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち同日から 57 年 7 月 31 日までは適用事業所ではない上、52 年 5 月 9 日の時点で在籍していた申立人を含む被保険者 9 名は同年 5 月 25 日から順次資格を喪失しており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 53 年 9 月 29 日まで被保険者資格が継続しているのは事業主とほか 1 名である。

さらに、申立人は、A 社を退職した時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、昭和 50 年 10 月から 55 年 9 月まで国民年金保険料を納付しているとともに、平成 20 年に、基礎年金番号へ同社の厚生年金保険被保険者記録を統合処理した際に、当該記録のある被保険者期間と重複す

る国民年金保険料について還付決議がなされており、申立人の主張と一致しない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、申立期間①及び②の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 3512

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 13 日から 37 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 33 年 2 月 13 日から 37 年 3 月 31 日まで A 社に B 職として勤務していた。この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので調査し、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における業務内容等を詳細に記憶していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に B 職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「B 職を厚生年金保険に加入をさせる取扱いとしたのは、昭和 49 年からであり、それ以前は加入させてはいなかった。」と回答しているところ、同年 4 月 1 日に同社において被保険者資格を取得している者は、「私は、同日より前から、B 職として勤務していた。同日より前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨を述べている。

また、申立人は、A 社の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者であった者に照会したものの、B 職であった者は確認できず、これらの者から供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 29 日から 3 年 1 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者記録では、平成 2 年 12 月 28 日の退職となっているが、同年 12 月末日とする退職届を提出した記憶がある。3 年 1 月 1 日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となるべきであり、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 12 月末日とする退職届を提出したと主張しているが、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は同年 12 月 28 日となっていることが確認できる。

また、B 社が保管している平成 3 年 1 月の健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金増減内訳書によると、申立人の資格喪失日は 2 年 12 月 29 日であることが確認できる。

さらに、B 社が加入している C 健康保険組合から、申立人の厚生年金保険被保険者期間は「平成 2 年 6 月 1 日から同年 12 月 28 日（同年 12 月 29 日喪失日）」との回答があり、被保険者資格の喪失日はオンライン記録と一致している。

加えて、複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができず、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで  
厚生年金保険の記録によると、A社で勤務していた期間の加入記録が1か月不足している。関連資料等は無く、記憶だけの申立てであるが、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 61 年 3 月 30 日でなく、同年 4 月 30 日であったと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退社したのは、昭和 61 年 3 月 29 日ではなく、同年 4 月 29 日であると述べている。

しかし、B厚生年金基金に保管されていた厚生年金基金加入員資格喪失届において、申立人の資格喪失日は、昭和 61 年 3 月 30 日と記載されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録と一致している。

また、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は、昭和 61 年 3 月 29 日となっていることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の連絡先が不明である上、複数の同僚に照会しても申立人の申立期間における勤務実態をうかがえる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 3515 (事案 2193 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から32年7月1日まで  
② 昭和33年1月17日から同年8月1日まで

私は、昭和31年7月1日から33年7月末日までA社B出張所でC社の下請として働いていたのに、A社での厚生年金保険の加入期間が、32年7月1日から33年1月17日までとなっているので、申立期間の厚生年金保険の記録を調査してほしいと年金記録確認の申立てを行ったが、訂正不要との通知を受けた。

しかし、新たな事情として当時の入社、退社の前後を詳しく述べるので、再度調査の上、第三者委員会で審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B出張所で働いていた複数の同僚は、実際の勤務期間と厚生年金保険の加入期間が異なっていると供述し、そのうちの1名は、昭和31年7月1日から働いていたと供述しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は1年経過後の32年7月1日となっている。

また、申立人がA社B出張所で昭和31年7月1日から一緒に働き始めたとする同僚7名の被保険者資格の取得日は、同年12月1日となっている者が5名、32年7月1日となっている者が2名となっており、これらのことから、A社では一定期間経過後に個人の事情によって厚生年金保険の資格取得手続をしていた状況がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、同社が新規適用事業所になった昭和31年7月1日に資格を取得している者は6名確認できるが、その中に申立人の名前を確認できない。

申立期間②について、申立人がA社B出張所を同時期に退職したとする

同僚7名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和32年12月25日、33年1月11日及び同年4月30日となっており、全員が同年7月末日以前に資格を喪失している。

また、同僚から聴取しても、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る事業主による厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い上、事業主は、申立期間に係る給与台帳等の関係の資料を保管していないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「同僚は、私の半年後に入社し、半年前に退職した。その同僚は当時のことをよく記憶しているので、再度問い合わせ調査してほしい。」と主張しているが、当該同僚からは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな供述を得ることができなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険の記録によると、私の A 社における被保険者資格の取得日が昭和 58 年 5 月 1 日となっているが、同年 4 月 1 日に入社し、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、昭和 58 年 4 月 1 日に採用になった同僚は申立人を含めて 9 名存在するが、全員の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 5 月 1 日となっており、同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した者は存在しない。

また、事業主が「当社は、社会保険料は当月控除である。」旨を述べているところ、上記の同僚のうち、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚から提出のあった昭和 58 年 4 月分の給与明細書には、厚生年金保険料の控除欄が空欄になっていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社した別の同僚も、昭和 58 年 4 月の厚生年金保険料は控除されていないと述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 11 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

私は、A社にC職として勤務し、次にB社でもA社と同様にC職として勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者になっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に正社員のC職として勤務していたと主張している。

しかし、当該期間においては、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、A社及びこれらの者から、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録が無い上、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立人は、「A社はD業種であった。」と述べているが、当該期間当時においては、D業種は個人事業所、法人事業所のいずれにおいても厚生年金保険法に定める強制適用事業所ではなく、同社が適用事業所であったという周辺事情はうかがえない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務実態の詳細な記憶から、申立人は当該期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は昭和 47 年 6 月 5 日にいったん厚生年金保険の適用事業

所でなくなっており、平成9年6月1日に再度適用事業所となっており、当該期間においては、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「関連資料は無く、当時のことは不明である。」と回答している上、申立人が記憶する同僚は連絡先が不明であり、申立人は、このほかの同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月から 7 年 11 月まで  
社会保険事務所（当時）の職員が調査に訪れ、その際に申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを知ったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 4 月から 5 年 11 月までは 53 万円と記録されていたところ、6 年 4 月 28 日に、さかのぼって 20 万円に引き下げられ、また、A 社が適用事業所でなくなった日（7 年 12 月 28 日）の後の 8 年 1 月 5 日に、5 年 12 月から 7 年 11 月までの標準報酬月額の 20 万円が、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 6 年 4 月 28 日の訂正については、「経営不振により保険料の納付が困難となったため届出を行った。」と回答しており、8 年 1 月 5 日の訂正については、「度々社会保険事務所から呼出しを受けていた。納付をしないと強制執行を行うと言われたので事業所を廃止した。同時に、標準報酬月額の変更を勧められ、これに応じた。」と述べていることから、申立人は、厚生年金保険に係る事務の権限を有する代表取締役として標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで  
私の A 社における申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっているが、平成 12 年 8 月に標準報酬月額が遡及して訂正されているので、訂正前の金額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 9 月は 59 万円、同年 10 月から 12 年 2 月までは 36 万円と記録されていたところ、A 社が適用事業所でなくなった日である同年 3 月 1 日より後の同年 8 月 4 日付けで、11 年 9 月 1 日に遡及して 20 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社に係る平成 11 年度の滞納処分票では、申立期間において、同社が厚生年金保険料を滞納していないことが確認できる。

また、B 年金事務所は、「申立人の標準報酬月額の遡及訂正状況を見る限り、平成 11 年 5 月までの報酬月額は 70 万円前後で、同年 6 月からの報酬月額は 20 万円前後になったものと思われる。そうすると、同年 5 月から、同年 7 月までの 3 か月間の報酬月額の平均額を基に定時決定が行われた場合の標準報酬月額は、同年 10 月から 36 万円になる。一方で、同年 6 月から、同年 8 月までの 3 か月間の報酬月額の平均額を基に随時改定が行われた場合の標準報酬月額は、同年 9 月から 20 万円になる。当初は、定時決定に係る処理がされていたが、12 年 8 月に行われた遡及訂正の際に、本来行われるべき随時改定に係る処理に切り替えられたと考えられる。」との見解を示しているところ、A 社の社会保険事務担当者は、「申立人は

平成10年ごろから入社していなかったため、申立人の報酬月額が20万円に下がったことを覚えている。」と回答している。

さらに、上記の社会保険事務担当者は、「A社では社会保険事務所（当時）で標準報酬月額に係る手続をする際には、賃金台帳等を持参し、訂正に行っていた。」と回答している。

これらのことから、当該標準報酬月額の訂正処理は、事実即した処理であったことがうかがえ、不合理な処理が行われたと認めることはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等を保管しておらず、A社の事業を承継したB社も申立人に係る賃金台帳等を保管していないため、申立期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで  
私は、A社に昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 28 日まで勤務していたが、44 年 4 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで厚生年金保険の記録が空白となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 45 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 45 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる 1 名に申立期間の保険料控除について照会したところ、同日より前から勤務していたが、当該期間において厚生年金保険料の控除は無かったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年6月10日まで

私は、前の会社を昭和40年4月末で退職し、翌日の同年5月1日にA社（現在は、B社）の社員の紹介で同社に入社し、同年6月9日までC半島で勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、同年6月1日から同年8月1日までの期間が被保険者となっている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年にB社が発行した年金加入証明書を所持しており、当該証明書には申立人の厚生年金保険被保険者期間として「昭和40年5月1日から同年6月10日まで」と記載されている。

しかし、B社が保管している社会保険台帳によると、申立人の被保険者期間は、昭和40年6月1日から同年8月1日までとなっており、オンライン記録と一致している。

また、B社は、当該証明書の発行の経緯について、「当時の担当者が記録を十分に確認せずに発行したものと思われる。申立人の被保険者期間は当初の社会保険台帳に記載されている期間が正しい。」旨の回答をしている。

さらに、申立人は、A社を紹介した同社社員の名前を記憶しておらず、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがえる供述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和40年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失しており、申立期間に申立人の名前の記載が無い上、健

康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月9日から32年1月29日まで  
平成21年8月の被保険者記録照会の回答で、A社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであるということを初めて知った。

私は、A社を退職した後にはB県にある実家に戻っていたため、会社があったC県でどのように脱退手当金を受領する手続きをしたのかが考えても分からず、不審に思っていたところ、同じ会社に勤めていた姉は脱退手当金を受給していないということであった。

A社に勤務していた期間の脱退手当金は受給していないので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年1月29日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている87名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、82名において脱退手当金の支給記録が確認でき、うち73名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、資格喪失日が同一である者は、支給決定日も同一である状況が多数見受けられる。

また、A社が作成し、保管していた厚生年金保険の被保険者台帳において、申立人の記録は「脱退手当金請求済、昭和32年2月16日」と記載されており、その10日後の32年2月26日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金を支給したことが記録されており、脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致している上、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月ごろから 53 年 11 月ごろまで  
A社はC商品の販売をしていた。私が、同社で販売員として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

一方、申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち昭和 53 年 5 月 1 日から同年 11 月 25 日までB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社の当時の事業主は死亡しているが、現在の事業主は、「私は、申立期間より前からB社に勤務していた。時期は不明だが、申立人は当社に勤務していた。」と回答していることから、申立人の申立てに係る事業所は同社であると認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 55 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、現在の事業主の妻は、「厚生年金保険に加入する前、事業主は国民年金に加入していた。厚生年金保険には加入していなかったので、申立人から厚生年金保険料を絶対に控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は給与明細書や源泉徴収票などの申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料を所持していない上、当時の事業主は既に死亡していることから、保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき



る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 30 年ごろまで

私は、昭和 28 年ごろから 30 年ごろまで A 社に勤務していた。しかし、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の子息が「申立人は、昭和 28 年ごろから 30 年ごろまで確かに A 社で働いていた。」と述べていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は昭和 33 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所でないことが確認できる。

また、上記の事業主の子息は、「当時 A 社は、事業主夫婦と従業員を合わせて 4 人だった。」と述べていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで  
私は、A 社（現在は、B 社 C 支店）に昭和 63 年 3 月 22 日から平成 3 年 4 月 30 日まで勤務していたが、そのうち同年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日までの期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社に照会したところ、「申立人の退職日は、平成 3 年 3 月 30 日である。」と回答している。

また、雇用保険記録によると、申立人の A 社に係る離職日は平成 3 年 3 月 30 日となっている。

さらに、B 社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人について、退職日は平成 3 年 3 月 30 日、資格喪失日は同年 3 月 31 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、当該喪失日は E 健康保険組合における資格喪失日とも一致している。

加えて、B 社が保管する申立人に係る給与台帳により、平成 3 年 3 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同年 4 月分以降の給与は支給されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、平成 3 年 3 月及び同年 4 月に係る国民年金保険料を同年 5 月に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月中旬まで  
私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月中旬まで、B 区 C 町にあった A 社に勤務していた。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答もらった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の所在地や勤務内容などを記憶しており、同社の商業登記簿謄本の記載内容とも一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、平成 10 年に A 社の取締役役に就任した者は、申立期間当時の事業主から引継ぎを受けた際に、「A 社は設立当時から厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を従業員の給与から控除したことは無い。」と説明を受けたと述べており、オンライン記録からも、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、同僚の名前については名字のみの記憶であることから、厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、給与明細書等、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持しておらず、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。